

尾張旭市監査公表第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき実施した定例監査の結果を、同条第9項の規定により公表します。

平成29年2月2日

尾張旭市監査委員 長谷川 博 樹

尾張旭市監査委員 篠 田 一 彦

## 定例監査報告書

### 1 監査の種類

定例監査

### 2 監査の対象

消防本部、会計課、議会事務局

### 3 監査の期間

平成28年11月25日から平成28年12月26日まで

### 4 監査の方法

平成28年度（平成28年10月31日現在）における財務事務の執行及び事業の管理、また、重点監査項目について、提出された監査資料、関係する諸帳簿及び書類に基づき監査するとともに、併せて関係職員の説明を求め実施した。

### 5 監査の結果

各課等所管の財務事務の執行及び事業の管理、また、今年度における重点監査項目については、おおむね適正に処理されていると認められた。その中で、一部の課において不適切なものが次のとおり見受けられたことから、今後の事務執行等に当たっては、これらの点に留意するとともに、必要な措置を講じられたい。

なお、措置を講じた場合は、その旨を通知されたい。

### 6 指摘事項

- (1) 第61回愛知県消防操法大会おもてなしエリア等設営委託の契約書に添付されている尾張旭市設計業務等委託契約約款第3条で、請負者は工程表を作成して市に提出しなければならないとされているが、当該業務に係る工程表の収受が行われていない。（消防本部消防総務課）
- (2) 消防用備品の物品売買契約書の所在地が正しく記載されていない。これは、契約を行う際、あらかじめ請負者の名称等を記入していることに起因するもので、既に契約事務に関する説明会の資料等及び会計管理者通知により注意喚起されていることではあるが、契約書の誤りを防ぐために請負者に記入・押印してもらうことを原則とし、市側で記入する場合は、契約締結前に必ず記載内容に誤りがないかを請負者に確認されたい。（消防本部消防署）
- (3) 委託業務に関して、地方自治法第170条において会計管理者の事務内容が例示されており、また、尾張旭市会計規則第2条第3項において会計管理者等が定義されているが、予算執行に関する事務の専決権は市長であるため、会計課長が行う必要がある。（会計課）

（裏面へ）

- (4) 議会会議録等作成業務委託契約書（案）等において、契約の相手方の欄が記載されていない。平成27年11月26日付け契約検査課長通知「契約書（案）における契約の相手方の記載について」にあるように、当該契約書（案）については、契約の相手方を特定させる必要があることから、相手方の所在地、名称及び代表者名を記載する必要がある。（議会事務局議事課）